平成２７年（フ）第５１号
佐賀県唐津市相知町伊岐佐甲864番地　八反田市営住宅１号
債務者　山下真理子
1　決定年月日時　平成27年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月20日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第１１３号
富山市館出町１丁目７番17号　館出マンション３Ｄ
債務者　森山ツル子
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３７６号
熊本県合志市須屋1989番地９　オリエンス須屋202号、前住所熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘３丁目42番５号
債務者　中島　理香
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３９０号
熊本市中央区上水前寺１丁目１番13号　プチフォーラム18・705号
債務者　黒木　和代
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３９５号
熊本市西区上高橋１丁目９番１―710号、前住所熊本市西区島崎２丁目３番27号　進西コーポ202号
債務者　福田　俊朗
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第５６５号
神戸市須磨区潮見台町１丁目３番１号
債務者　西尾　健司
1　決定年月日時　平成27年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３２０号
神奈川県中郡大磯町国府本郷465番地
債務者　天間　信男
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１７号
奈良県五條市二見７丁目６番19号
債務者　花坂　康亮
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２７年（フ）第１８６号
佐賀県三養基郡上峰町大字堤633番地　グルーヴＢ102
債務者　川渕由美子
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９１号
佐賀市神園４丁目５番521号
債務者　山口　輝子
1　決定年月日時　平成27年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３９３号
熊本市西区谷尾崎町1093番地２
債務者　天野　健治
1　決定年月日時　平成27年８月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１５５号
青森市大字三内字沢部399番地15
債務者　柳谷　寿仁
1　決定年月日時　平成27年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５６号
青森市大字三内字沢部399番地15
債務者　柳谷真名美
1　決定年月日時　平成27年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７９号
青森市大字大野字若宮98番地16
債務者　阿部　康子
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３３０号
神奈川県秦野市堀山下486番地　ルミエールオオキⅡ　201号
債務者　花本美陽子
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３４７号
熊本市北区清水新地１丁目２番62号、前住所熊本県上益城郡甲佐町大字早川1868番地21　サングリーンＭｅｔｅｏ　Ｇ棟
債務者　佐川　香絵
1　決定年月日時　平成27年８月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係